

### 3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

本市の職員の勤務時間その他の勤務条件については、国・県、ほかの地方公共団体の職員との均衡等を考慮して、決められています。

#### (1) 職員の勤務時間

週の勤務時間	4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間
1日の勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時15分～13時
休息時間	正午～12時15分、15時～15時15分
週休日	土曜日及び日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12/29～1/3)

※ 勤務部署によっては、勤務時間の開始時刻・終了時刻、休憩時間、休息時間、週休日等が異なります。

#### (2) 職員の休暇制度

事由	概要
年次有給休暇	一の年度において20日(20日を限度に前年分の残日数を繰越可)
療養休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇(連続する90日まで)
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合の休暇
介護休暇(無給)	家族等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合に介護をするための休暇(連続する6月間まで)
組合休暇(無給)	登録された職員団体又はその上部団体の機関の構成員としてその業務に従事するための休暇(1の年度で30日まで)
育児休業(無給)	現に3歳に満たない子を養育し、当該子が3歳に達するまでの期間、養育のため休業することができる制度
部分休業(無給)	現に3歳に満たない子を養育し、当該子が3歳に達するまでの期間、養育のため正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間以内で部分的に休業することができる制度

※ 特別休暇内訳(平成18年4月1日時点)

区分	期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する健康診断及び交通の制限又は遮断	必要と認める時間
風水害、震災、火災その他の災害による交通遮断	必要と認める時間
風水害、震災、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲で必要と認める期間
交通機関の事故等で不可抗力によるもの	必要と認める時間
証人、鑑定人、参考人等として国	必要と認める時間

会、裁判所、地方公共団体の議会 その他の官公署への出頭	
選挙権その他公民としての権利の 行使	必要と認める時間
市の事務若しくは事業の運営上の 必要に基づく事務若しくは事業の 全部又は一部の停止(台風の来襲 等による事故発生の防止のための 措置を含む。)	必要と認める時間
あらかじめ計画された能率増進計 画の実施	計画の実施に伴い必要と認める時間
職員の分べん	医師又は助産師の証明に基づく分べんの予定 日以前 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては 14 週間)目に当たる日から分べんの日後 8 週間 目に当たる日までの期間において職員が請求 した期間
職員の配偶者の出産	出産するため病院に入院する等の日から当該 出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内 において 3 日の範囲内で必要と認める期間
生理に有害な職務に従事する女性 職員及び生理日において勤務する ことが著しく困難である女性職員 の生理日	2 日を超えない範囲で必要とする期間
職員が生後満 1 年 3 月に達しない 子を育てる場合	1 日 2 回 1 回 30 分以内の期間(男性職員にあ つては、その子の当該職員以外の親が当該職 員がこの号の休暇を使用しようとする日にお けるこの号の休暇(これに相当する休暇を含 む。)を承認され、又は労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条の規定により同日にお ける育児時間を請求した場合は、1 日 2 回そ れぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各 回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期 間)
職員の結婚	連続する 5 日を超えない期間
父母の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
忌引	別表に定める期間内において必要と認める連 続する期間
予防注射若しくは予防接種による 著しい発熱又は公務遂行中に不可 抗力により発生した傷病並びに公 務災害の認定された傷病の療養 (自己の過失によることが明らか である場合を除く。)	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認め る日又は時間
職員が骨髄移植のための骨髄液の 提供希望者としてその登録を実施 する者に対して登録の申出を行 い、又は骨髄移植のため配偶者、 父母、子及び兄弟姉妹以外の者に 骨髄液を提供する場合で、当該申	必要と認める期間

<p>出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	
<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動</p> <p>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて市長が定めるものにおける活動</p> <p>ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>1の年度において5日の範囲内の期間</p>
<p>妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康維持に影響を及ぼす恐れがあるとき</p>	<p>1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる期間</p>
<p>妊娠中の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する保健指導又は健康診査を受けるとき</p>	<p>妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師又は助産師からこれと異なる指示がある場合は指示された回数)とし、その都度保健指導又は健康診査を受けるために必要な期間</p>
<p>職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年の7月から9月までの期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて8日の範囲内の日数(再任用短時間勤務職員にあつては、8日に1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数の範囲内の日数)</p>
<p>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において単に「子」という。)を養育する職員が、次に掲げる場合で、勤務しないことが相当であると認</p>	<p>1の年度において5日の範囲内の期間</p>

<p>められる場合</p> <p>イ 子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)を行う場合</p> <p>ロ 子に健康診査又は予防接種を受けさせる際の付添いを行う場合</p> <p>ハ 子が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合</p>	
<p>勤続期間 10 年に達した職員、勤続期間 20 年に達した職員及び勤続期間 30 年に達した職員が心身の活力の維持及び増進のため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>勤続期間 10 年に達した職員にあつては連続する 2 日の範囲内、勤続期間 20 年に達した職員にあつては連続する 3 日の範囲内、勤続期間 30 年に達した職員にあつては連続する 4 日の範囲内で必要と認める期間</p>